

令和 4 年度射水市ひきこもり支援対策事業（案）

1 ひきこもり当事者及び家族のサポート事業

(1) 相談事業

ア 射水市ふくし総合相談センターすてっぷ

開設場所	社会福祉法人射水市社会福祉協議会内 (射水市戸破 4 2 0 0 番地 1 1 救急薬品市民交流プラザ 2 階)
開所日時	月曜から金曜日まで (土日、祝日、年末年始を除く。) 午前 9 時～午後 5 時
電 話	5 5 - 5 2 0 4 (ひきこもり相談専用回線)

イ 専門相談会の開催

有資格者、専門職などによる当事者及び家族相談会を開催する。

毎月第 2 火曜日 午後 1 時 3 0 分～4 時 3 0 分

年間 1 2 回 (本所 9 回、支所 3 回)

(2) 居場所の提供

ひきこもり当事者が集える場所を開設する。

すてっぷカフェの開設 毎月第 1 金曜日 午後 1 時 3 0 分～3 時 3 0 分

年間 1 2 回

(3) 家族支援【新規】

ひきこもり当事者の家族が集える場所を開設し、交流や勉強会を行う。

家族会の開催 毎月第 4 土曜日 午後 1 時 3 0 分～3 時 3 0 分

年間 1 2 回

(4) 事業の周知啓発及び情報発信

ア 広報紙 (市報、社協広報)

イ ホームページ、ケーブルテレビ、チラシの配布等

ウ 会議、研修会等での事業説明

エ 障がい者週間 (12 月 3 日～9 日) において普及啓発

オ 市 L I N E 公式アカウント、ツイッターを活用した情報発信

「すてっぷ」の周知や、専門相談会、すてっぷカフェ、ひきこもりサポーター養成講座の開催に関する情報発信を行うことにより、当事者や家族の安心、市民への意識啓発につなげる。

(5) ひきこもりサポーターの養成

ア ひきこもりサポーター養成研修 1回開催

ひきこもり支援に関心があり、市内でサポーター活動を行う見込みがある方を対象として実施する。

イ ひきこもりサポーターフォローアップ研修 1回開催

サポーター登録者を対象とした研修を開催し、ひきこもり支援の資質向上を図る。

ウ ひきこもりサポーター勉強会【新規】

事例を通じた対話・傾聴、寄り添う技術等を学び、資質向上を図る。

(6) ひきこもりサポーターの派遣

事業実施時にサポーター登録者を派遣する。

家庭訪問の同行や、相談会の開催、居場所づくりの運営の手伝い等

2 ひきこもり当事者の自立支援

(1) 生活困窮者自立相談支援事業

同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアプローチを主体に、定期的な訪問や連絡を継続し、より丁寧な支援を実施する。

(2) 就労準備支援事業（生活自立支援、社会参加支援等）

当事者のニーズや状態に応じた支援ができるよう、事業所や一般企業等にも働きかけ、協力事業所の確保を行う等、活用できる様々な選択肢を用意する。

3 ひきこもりワーキング部会

目的 ひきこもり当事者等が抱える課題等の解決、当事者等への切れ目のない多様な支援を行うにあたり、本協議会と連携し、ひきこもりに関する理解や支援の推進に向けた協議を行う。

協議内容

(1) 相談事例の検討

関係機関からの専門的アドバイスを受け、課題の解決や適切な支援を行う。

(2) 関係機関等との情報共有と意見交換

(3) 事業等の実施に関する打合せ

開催回数 随時

令和4年度 ひきこもり支援対策事業スケジュール (案)

事業内容	令和4年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ひきこもり支援推進協議会											第1回	
ワーキング部会	随時	→										
周知啓発情報発信	随時	市報(毎月掲載)							障がい者週間			
ひきこもり相談窓口	随時	→										
専門相談会(社会福祉協議会本所)	12日(火)	10日(火)		12日(火)	9日(火)	13日(火)		8日(火)	13日(火)	10日(火)		14日(火)
専門相談会(新湊支所)			14日(火)				11日(火)				14日(火)	
居場所の提供(市民交流プラザ別館)	1日(金)	6日(金)	3日(金)	1日(金)	5日(金)	2日(金)	7日(金)	4日(金)	2日(金)	6日(金)	3日(金)	3日(金)
家族会の開催	23日(土)	28日(土)	25日(土)	23日(土)	27日(土)	24日(土)	22日(土)	26日(土)	24日(土)	28日(土)	25日(土)	25日(土)
サポーター派遣 サポーター勉強会	随時	→										
ひきこもりサポーター養成事業					サポーター養成研修			サポーターフォローアップ研修				
就労準備支援事業(協力事業所登録)	随時	→										